

伊那谷国有林の地域別の森林計画書（案）

（伊那谷森林計画区）

（変更）

（令和7年12月変更）

	計	画	期	間
自	令和	5年	4月	1日
至	令和	15年	3月	31日

林野庁中部森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。
今回の変更は、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関する計画を変更するものである。
この変更は、令和8年4月1日に効力を生じるものとする。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

目 次

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画.....	1
（1）保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
（3）実施すべき治山事業の数量	

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域				
解除	水源かん養	駒ヶ根市	2103	0	0	指定理由の消滅	変更
			合 計	0	0		

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森 林 の 所 在		治山事業施工 地区数	うち前半 5年分	主な工種	備 考
市 町 村	区 域				
飯 田 市	3203～3222, 3162～3188	9	7	溪間工, 山腹工	
伊 那 市	301～312, 207～212・228～232, 233～245, 270～274, 275～279, 12～17, 18～21, 34～42, 28・29・31～33・128～130, 30・121～127, 47～54・78～79, 62・69・70・73～77, 55～61	36	20	溪間工, 山腹工	
駒ヶ根市	2106～2110	1	1	溪間工	
茅 野 市	1201～1228, 1229～1253・1342～1344, 1254～1260・1345, 1261～1274・1346・1347, 1401～1430	23	8	溪間工	
下諏訪町	1116～1146・1149～1150・1152～1162	5	5	溪間工, 山腹工	
富士見町	1299～1304・1330～1332, 1305～1319・1333～1337・1355	7	5	溪間工	
辰 野 町	1057～1069	7	4	溪間工, 山腹工	
飯 島 町	2225～2228, 2229～2232・2237～2242	2	1	溪間工, 山腹工	
宮 田 村	2111～2113, 2130～2133・2141～2145, 2114～2124	18	10	溪間工, 山腹工	
阿 智 村	3302～3304, 3305～3315, 3316～3318	10	7	溪間工, 山腹工	
大 鹿 村	2005～2008・2020～2023, 2053・2054・2080～2086	2	2	溪間工, 山腹工	
計		120	70		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関係する林班数を計上。